

登録番号	高槻市(00)0000	住宅名称												
事業者名		住宅住所	高槻市											
報告者名		入居開始日	令和	年	月	日								
TEL		メールアドレス												
項目	内容	はい	いいえ	該当なし	根拠規定									
(1)	登録住戸を他の用途に利用していない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法1条	完了								
(2)	登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に市長へ届け出なければならないことを知っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法9条	完了								
(3)	サ高住に登録後、改修等を行った。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法7条	完了								
	※改修等を行った場合は、①～③へ回答してください													
	①各居住部分の床面積を変更した。 ⇒②へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		同第1項号	完了								
	・床面積は25平方メートル以上あり、問題ない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	・床面積は25平方メートル未満だが、高齢者が共同で利用するための食堂や居間等を備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	・床面積は18平方メートル以上ある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	・担当部に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	②構造、設備を変更した。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		同第1項号	完了								
	※設備内容を変更した場合は、以下に回答してください													
	・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了								
	・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えていないが、高槻市が定める共用基準を満たしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了								
	・施錠可能な収納設備を住戸と同数以上設置している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了								
	・浴室を男女別かつ10住戸につき1人分の浴室を設置している。 (ただし、エレベータがない場合は居室のある階ごとに設置)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了								
	・緊急通報装置を備えている。 平成27年5月31日以前登録住宅：居室内の設置 平成27年6月1日以降登録住宅：居室内、便所、浴室、脱衣所(共用部含む)の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		追加基準	完了								
	・担当部に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了								
	③バリアフリー構造(加齢対応構造等)を変更した。 ⇒(4)へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		同第1項3号	完了								
	※バリアフリー構造適用部分													
	●床…段差 ●居室…出入口の幅 ●居住部分の階段…段差等・手すり													
	●通路…幅 ●浴室…出入口の幅・広さ・手すり ●便所…手すり、寝室のある階にあること													
	・登録基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	・担当部に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
(4)	入居者の資格は以下のとおりで相違はない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		同第1項4号	完了								
	①単身高齢者か②高齢者同居者 (高齢者には60歳未満の要介護認定、要支援認定者を含む)													
	入居済戸数	29戸	単身戸数	28戸	同居戸数	1戸	60歳未満要介護認定者	0人	80歳未満要支援認定者	0人	完了	0	29戸	0戸
	入居者数	30人	自立	2人	要支援1	1人	要支援2	5人	要介護度1	5人	完了	0人		
	要介護度2	12人	要介護度3	4人	要介護度4	1人	要介護度5	0人	その他	0人	完了	0人		
(5)	状況把握、生活相談サービスを以下の①～④のとおり提供している。 ⇒(6)へ進んでください	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		同第1項5号	完了								
	①状況把握サービスを、適切な方法で毎日一回以上提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	②日中常駐サービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員は登録のとおりである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	③専門職員は以下のものに該当している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								
	●社会福祉法人の職員 ●自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員 ●委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員 ●居宅介護サービス事業者の職員、 ●有資格者(医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー1級・2級、介護職員初任者研修課程の修了者)													
	④職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。 あるいは、夜間等を含め24時間、職員が常駐している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可								

○背景が黄色の全ての項目に記入します。  
注)住宅が建設中である場合や未入居のために回答できない設問がある場合は、「未回答」のまま提出してください。

○メールアドレスは、今後も連絡に使用しますので、必ずご記入ください。

○「登録番号」とは、情報提供システムに登録されている「登録番号」と同じものを記入。  
例:「高槻市(23)00\*\*」

○全ての回答は、プルダウンメニューから選択して行います。  
・「はい」の場合は、 を選択。  
・元に戻す場合は、 を選択。

○「はい」の場合は、①～③に回答してください。  
「いいえ」の場合は、(4)に進んでください。

○「はい」の場合は、付問に回答してください。  
「いいえ」の場合は、指示に従って次の項目に進んでください。

現在入居している住戸の戸数を記入してください。  
(空き部屋はカウントしません。)

登録の基準

登録の基準	(6) 入居契約は次の①～⑤に全て該当する。 ⇒(7)へ進んでください	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号	完了	1	
	①全て書面により契約をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	観測日不可	0	
	②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ロ	観測日不可	0	
	③権利金（敷引きを含む）その他の金銭を受領していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ	観測日不可	0	
	④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ヘ	観測日不可	0	
	⑤状況把握：生活相談サービス以外で入居者が日常生活を営むために必要なサービス（利用権方式の契約において居住部分と一体として提供されるサービスを除く。）について、入居者がその利用や事業者を選択できることについて、書面（または同様の内容を記載した重要事項説明書等）を交付し説明している。（平成27年6月1日以降に登録または更新した住宅に適用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	追加基準	観測日不可	0	
	(7) 前払金は発生していない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	同第1項6号	完了	1	
	前払金が発生する場合は以下に回答してください						
	①全て書面により契約をしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	二、ホ	完了	1	
	②返還債務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置を講じている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条	完了	1	
③前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	完了	1		
④上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	完了	1		
誇大広告の禁止	(8) 誇大広告は行っていない。 事実と相違する表示や実際より著しく優良若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条	完了	1	
契約締結の説明	(9) 入居契約は、賃貸借契約又は利用権契約である旨を説明している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	完了	1	
	(10) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明を含む）を書面を交付して説明している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	完了	1	
	(11) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	完了	1	
帳簿の備付け等	(12) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法19条	完了	1
	(13) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法19条	完了	1
	(14) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法19条	完了	1
	(15) やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、及び拘束理由を記載し保存しなければならないことを知っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法19条	完了	1
	(16) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法19条	完了	1
	(17) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法19条	完了	1
	(18) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法19条	完了	1
	その他	(19) 生活保護受給者の保護費等、入居者の金銭管理について、事業者（委託事業者を含む）が直接管理する場合は管理規程や契約等に基づき適切に管理している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本方針	完了
(20) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排泄、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法6条	完了	1

平成27年6月1日以降に登録した住宅も、該当の有無を確認し回答してください。

修繕・改修を行っていない場合は「該当なし」

金銭預かりサービス等を行っていない場合は「該当なし」

ご回答ありがとうございました。

高槻市都市創造部住宅課 計画チーム